

川崎市船舶大気汚染物質対策に関する 関係機関連絡協議会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 川崎港における船舶からの大気汚染物質の排出抑制に向けた取組を円滑に推進することを目的として、「川崎市船舶大気汚染物質対策に関する関係機関連絡協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 硫黄含有率の低い燃料の使用に関すること。
- (2) 荷役時間の短縮に関すること。
- (3) 陸上電源の使用に関すること。
- (4) その他必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 協議会は、別表に掲げる関係機関(船舶利用・船舶運航等関係会社、関係行政機関)等によって構成する。

(会長及び職務)

第4条 協議会に、会長を置く。

- 2 会長は、川崎市環境局環境対策部長をもって充てる。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

(会議)

第5条 協議会は、会長が召集するものとする。

(関係者の出席)

第6条 協議会は、協議事項に関し必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、川崎市環境局環境対策部環境対策課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成14年2月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月14日から施行する。

別 表

関係機関

旭化成ケミカルズ(株)川崎製造所
昭和電工(株)川崎事業所
(株)デイ・シイ川崎工場
東亜石油(株)京浜製油所
東京電力(株)西火力事業所東扇島火力発電所
東燃ゼネラル石油(株)川崎工場
J F E スチール(株)東日本製鉄所
新日本石油精製(株)川崎事業所
出光ルブテクノ(株)
エム・シー・ターミナル(株)川崎事業所
東西オイルターミナル(株)川崎油槽所
東洋埠頭(株)川崎支店
三井埠頭(株)
三菱ふそうトラック・バス(株)
東洋埠頭(株)東扇島支店コンテナターミナル営業所
上野トランステック(株)
J F E 物流(株)
近海郵船物流(株)
興洋海運(株)
東京船舶(株)
川崎市港湾局港湾経営部経営企画課
川崎市環境局総務部環境調整課
川崎市公害研究所
川崎市環境局環境対策部長

オブザーバー

(社)日本船主協会
日本内航海運組合総連合会
環境省水・大気環境局自動車環境対策課